

豊川市スタートアップ共創型事業構築支援業務委託仕様書

1. 業務の名称

豊川市スタートアップ共創型事業構築支援業務委託

2. 業務目的

本市の持続的な発展には、少子高齢化を伴う人口減少への対応が不可欠であり、将来的な地域経済の活性化と新規事業の創出が必要である。本事業では、スタートアップ等（※）が持つ先進技術や新たなアイデアを行政課題の解決や地域経済の発展へと繋げ、スタートアップ等と市の持つ課題とのマッチングを積極的に支援することで、本市におけるスタートアップエコシステムの形成を促し、新事業創出に対する機運醸成を目的とする。

（※）技術やビジネスモデルの革新により急成長を目指す新しい企業のことを指す。その中でも、当市が期待するスタートアップとは、特に通常の方法では解決への道筋を見出すことが難しい社会・地域・行政課題に対して、先進的な技術・ツール・アイデアを用いて、当市と協働で解決に取り組む意欲がある企業のことを指す。

ただし、本事業の趣旨に合致した範囲内で、上記に限らず幅広く事業者を集めるなど、適宜本市と協議の上、検討するものとする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

4. 事業概要

（1）事業概要

本事業で受託者は、本事業目的に基づき、職員向け事業説明会の開催から、課題解決に向けた実証プロジェクトを行う事業者（以下「実証事業者」という。）とのマッチングまでの企画・運営を担う。

本事業の推進においては、本市産業環境部商工観光課が担当窓口となり、庁内関係各課と連携して取り組む。受託者は本市と緊密に連携し、事業目的の達成に努めるものとする。

（2）事業スケジュール

時期	内容
8～9月	職員向け事業説明会の開催、庁内課題の募集
10～11月	募集課題の選定・ブラッシュアップ
12月～翌年1月	実証事業者の募集
翌年2月～3月	実証事業者の選定

※課題及び実証事業者の応募状況や事業進捗状況等により、スケジュールを調整する場合がある。

（3）本事業における運営体制と役割分担

本事業では、課題を抱える庁内の各担当部署（以下「担当部署」という。）と実証事業者の2者が主役となるが、その間を取り持つ存在として、委託者が運営事務局を設置する。受託者は委託者ととも本事務局に参加し、共同で本事業の運營業務を行うものとする。なお、本事業の目的遂行のためには、課題と実証事業者を適切にマッチングし、実証事業が円滑に進むようにサポートすることが重要であることから、受託者は委託者と連携し、課題選定から実証事業の検証まで一貫した運営を行う。

本事業における各業務の役割分担は【表1】の通りとする。

【表 1】

業務内容	委託者	受託者	担当部署	実証事業者
1 職員向け事業説明会の開催	調整	実施	応募	—
2 課題募集	実施	支援	応募	—
3 課題選定	選定	支援	協議	—
4 課題のブラッシュアップ	調整	実施	実施	—
5 実証事業者の募集	調整	募集 説明会実施	課題原稿作成 説明会参加	応募
6 実証事業者の選定	面談同席 調整	面談設定 同席・支援	面談 選定	面談

なお、受託者は受託期間を通して、スタートアップや IT・テクノロジー分野に精通し、自治体と企業の協働プロジェクトの経験を有する事業責任者を設置し、専門性を発揮しながら、委託者と協力して運営を行うこと。

5. 業務内容

本事業において、受託者は以下の業務を実施するものとする。

(1) 職員向け事業説明会の開催

- ・市職員向けに、本事業の説明会を開催する。説明会では、本事業の説明のほか、職員が課題の洗い出しができるようになることを目指すワークショップ（半日程度）を実施することにより課題応募を促す。

(2) 課題募集

- ・全庁から広く質の高い課題を募集するための課題募集を支援する。

(3) 課題選定の支援

- ・本事業で実証に取り組むべき課題を選定するにあたり、専門的な観点から助言を行うこと。
- ・担当部署から課題の詳細についてヒアリングを行い、課題の整理・明確化を行うとともに、課題解決の方向性や実現可能性などから課題の選定を支援すること。
- ・選定する課題は2課題程度とする。

(4) 課題のブラッシュアップ

- ・選定した課題について、改めて課題の整理・深掘りを行い、想定される課題解決のアプローチの検討を行うとともに、スタートアップ等にとってビジネスとして魅力的なものとなるよう専門的な観点からブラッシュアップを行うこと。

(5) 実証事業者の募集

- ・受託者は、ウェブサイトや SNS の活用など、より多くのスタートアップに周知できる方法を検討・実施すること。
- ・本事業の目的にあった実証事業者が選定されるよう、実証事業者の募集要項を委託者と協議の上作成すること。
- ・適宜、応募状況を委託者へ報告するとともに、次年度以降の事業実施に活用することを想定し、応募者の属性や流入経路等のアクセス解析を行うなどの分析を行うこと。
- ・実証事業者の応募を促すことを目的としたオンライン説明会を実施すること。

(6) 実証事業者選定支援・マッチング

- ・各課題の応募者について、委託者が最終候補者を選定するにあたり、委託者と協議して選定基準を作成したうえで、専門的な観点から助言を行うこと。最終候補者は1課題あたり1～3社程度とする。なお、最終候補者の選定支援にあたっては、書類選考の他に必要に応じてオンライン等で面談を実施し、担当部署の意向を確認したうえで、その結果を踏まえて委託者に助言すること。
- ・マッチングする課題は2件とし、各課題に対して1社の実証事業者を選定するものとする。
- ・実証事業に取り組む課題数が減少する場合は、別途協議し、変更契約を締結する。

(7) その他

- ・委託期間中は、委託者と定期的にミーティングを行い、全体のプロジェクト管理を行うとともに、委託者からの相談の機会を設けること（定例ミーティングの開催頻度は月1～2回程度を想定）。
- ・その他、本業務に付随する業務。

6. 成果品

提出方法は、電子データ（PDF及びMicrosoft Wordデータ等、市で二次加工可能なもの）とし、令和9年3月31日（水）までに提出すること。様式は任意とする。作成については、原則としてマイクロソフト社のWord、Excel、PowerPointを使用すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。

- ・実施報告書
- ・制作物（課題選定資料、実証事業者選定資料、成果報告会資料、広報用フライヤー等）データ
- ・その他委託者が指示したもの

※納入場所は、豊川市役所産業環境部商工観光課とする。

7. 委託料の支払いについて

成果品の納入をもって委託業務の完了を確認した後、支払い請求書を受理した時は、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払う。

8. 本作業上の条件

- (1) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (2) この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、委託者に帰属するものとし、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。ただし、実証事業者が作成した成果品は、実証事業者、委託者及び受託者で別途締結する協定書の規定に従うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。また、この契約が終了した後においても同様とする。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- (4) 個人情報の保護に関する法律をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。

9. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合又は本仕様書により難い事由が生じた場合は、委託者と速やかに協議をし、その指示に従うものとする。

(2) 令和9年度の実施予定内容

・令和8年度の事業結果を基に、以下の事業の実施を予定しています。(令和9年度一般会計当初予算の成立を要件とする)

ア 実証事業のマネジメント

(実証事業毎における多彩な経験や知見を有する担当者の配置。実証事業者からの実証計画・予算に関する書類の受領、内容精査及び委託者への提出。各実証事業の円滑な推進に向けた、実証事業者と担当部署双方にとって意義のあるプロジェクトとするための実証実験のゴール設定、作業項目の管理、進捗管理、関係者調整などの一貫した伴走型支援等)

イ 実証事業の検証

(実証事業終了後の担当部署及び実証事業者の実証報告書作成支援。実証事業の振り返りによる事業継続の実現性や事業化についての検証等)

ウ 実証事業実施に係る協定及び実証支援金支払い

(実証事業者、委託者及び受託者における実証事業の実施に関する協定書の締結。当協定に基づいた受託者から実証事業者に対しての実証支援金の支払い(1事業あたり50万円(税込み))。実証事業者からの実証事業に係る決算報告に関する書類の受領、内容精査及び委託者へ提出等)